

消費税総額表示ガイドライン（改訂版）

2013年12月
石油連盟
全国石油商業組合連合会

1. はじめに

2014年4月1日からの消費増税を前に、2013年10月1日より「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（以下：消費税転嫁対策特別措置法）が施行された。

同法においては、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、暫定期間（2013年10月1日より2017年3月31日まで）の間、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていけば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が認められている。しかしながら、税抜表示とした場合には、

- ①2003年の消費税法改正以降、ガソリンスタンド店頭では原則として総額価格表示を継続してきており、消費者へも浸透していること
- ②価格看板にも税抜価格であることを明示するよう努めても、運転中の顧客を含めた全て顧客から十分視認できるような表示を悉皆的に実施することは困難と考えられること
- ③POSシステムや計量機は総額表示を前提に設計されているものが多く、税抜表示への対応が不可能であったり、対応可能であっても切替に一定の期間を要するため、店舗によって価格表示の方法が異なってしまうおそれがあること

等から、消費者の混乱を招くおそれがあると考えられる。

従って、今般、石油連盟・全国石油商業組合連合会では、今回の増税に伴う消費者の混乱を回避するためには、ガソリンスタンドにおいては従来通り総額価格表示を継続することが望ましいとの観点到立ち、ここに2004年1月版の「ガソリンスタンドにおける石油製品等の価格表示に関するガイドライン」の一部を改訂し、再制定することとした。

なお、本ガイドラインは、独占禁止法の趣旨に則り、SS事業者に対して特定の表示方法を強制するものではなく、あくまでもSS事業者の自由意志に基づき採用される性格のものである。

(参考)

【消費税法（第 63 条の 2 価格の表示）】

事業者（第 9 条第 1 項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等（第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。）を行う場合（専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行う場合を除く。）において、予め課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。

（平成 16 年 4 月 1 日施行）

【消費税転嫁対策特別措置法（第 10 条 総額表示義務に関する消費税法の特例）】

事業者（消費税法第 63 条に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）は、自己の供給する商品又は役務の価格を表示する場合において、今次の消費税率引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格（消費税を含めた価格をいう。以下この章において同じ。）であると誤認されないための措置を講じているときに限り、同法第 63 条の規定にかかわらず、税込価格を表示することを要しない。

（平成 25 年 10 月 1 日施行）

2. ガイドラインの対象範囲

本ガイドラインにおいては、消費税法の定める「予め課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない」という趣旨に鑑み、SS事業者における以下の価格表示対象事項について取り扱うこととする。

- ①看板・価格ボード、チラシ等の広告
- ②価格表示機能付き計量機
- ③POS伝票（レシートジャーナルタイプのものを含む）

なお、③のPOS伝票（いわゆるレシート）については消費税法では総額表示の義務付けの対象となされていないものの、計量法上の問題や、消費者の無用の混乱を避けるためには、看板における価格表示と消費者が実際に支払う金額が記されたPOS伝票との間で価格表示を一致させることが望ましいと考えられるため、POS伝票の価格表示等についてもガイドラインの対象とした。

3. 価格表示の方法

消費者の無用な混乱を避けるため、SS事業者においては、全ての価格表示方法を統一することが望ましい。この視点から、以下の価格表示対象類ごとに価格表示ガイドラインを取りまとめた。

(1) 看板・価格ボード、チラシ等の広告

- ① 看板・価格ボード、チラシ等の広告による単価表示は「整数の総額（内税）」とする。
- ② 「消費税込」「税込」等の表示は行わない。

（注）ここで言う「看板・価格ボード」とは、サインポール、防火壁、セールスルーム内に掲示される固定式の価格看板やボード、ならびに可搬式の価格看板を指す。また、「チラシ等の広告」とは、チラシ、ダイレクトメール、パンフレット、テレビやインターネット（WEB）等を利用した広告を指す。

なお、ガソリン・灯油・軽油等の石油製品のみならず、看板・価格ボードにてタイヤ、バッテリー、エンジンオイル、洗車、車検、その他のSSで取り扱う商品・サービスの価格表示を行う場合についても上記の方法によることが望ましい。

(2) 価格表示機能付き計量機

- ① 計量機上に表示される単価及び金額は「整数の総額（内税）」を表示する。
- ② 「消費税込」「税込」等の表示は行わない。

(3) POS伝票（レシートジャーナルタイプのものを含む）

消費税法では、「総額（内税）表示」の義務付けは、店頭表示価格、チラシ、あるいは商品カタログ等によって商品・サービスの価格をあらかじめ不特定多数の消費者に対して表示する場合を対象とするものであり、POS伝票や請求書などの表示は対象外となっている。

しかしながら、計量法上計量機とPOS伝票の表示を一致させる必要があり、また看板等における表示価格とPOS伝票における表示価格に相違があった場合、消費者がいたずらに混乱してしまう恐れがある。

このため、POS伝票の望ましい価格表示方法についても、以下のよう
に取扱うこととする。

* 旧消費税法施行規則第 22 条第 1 項の廃止に伴う経過措置（注）の適用を受けるためには、POS伝票上に消費税額を表示する必要がある。尚、当該経過措置については今回の消費増税後も継続される（東京国税局回答）。

（注）当該経過措置の適用については、改正消費税法施行規則（平成 15 年 9 月 30 日財務省令第 92 号）附則第 2 条第 3 項の規定に基づき、税込価格に含まれる消費税額等の 1 円未満の端数を処理した後の金額を明示することが要件とされている。従って、仮にPOS伝票上に消費税額を表示してあっても、当該要件を満たさない場合は経過措置の適用が受けられないので留意する必要がある（別添例示集を参照のこと）。

- ① POS伝票内の『売上に係る単価・金額』は、「整数の総額（内税）」で表示する。
- ② POS伝票上に記載される取扱商品名の種類別に、下表の表示対象項目を表示する。なお、POS伝票上における各項目の表示場所・順序は問わない。

表示対象項目	ガソリン	軽油	灯油 一般商品
品名	○	○	○
数量（個数）	○	○	○
内税単価	○	○	○
内税金額	○	○	○
消費税込総合計金額	○		
当該伝票に係る消費税額（内訳表示）	○		
軽油引取税単価・税額（内訳表示）		○	
軽油本体単価・金額（内訳表示）		○	

（注）消費税を内訳表示する場合や軽油本体単価・軽油引取税単価及び金額・税額を内訳表示する場合には、該当部分を括弧内に表示する。

以上

＜各種表示の例示集＞

以下の表示例は、石油業界の「消費税総額表示ガイドライン」の内容に沿った表示パターンを、個々の価格表示対象類別に例示したものであるため、価格表示等の際の参考にして下さい。

【店頭看板による価格表示例】

(横タイプ看板)

現金価格			
ハイオク			円/ℓ
レギュラー			円/ℓ
軽油			円/ℓ
灯油			円/ℓ

(本ガイドラインでは、以下の通り定められている。)

- 単価表示は「整数の総額(内税)」とする。
- 看板中あるいは外側部分において「消費税込」「税込」等の表示は行わない。

(縦タイプ看板)

現金価格			
ハイオク			
			円/ℓ
レギュラー			
			円/ℓ
軽油			
			円/ℓ
灯油			
			円/ℓ

【価格ボードによる価格表示例（洗車料金の場合）】

洗車メニュー			
水洗い洗車	WAX洗車	撥水洗車	手洗い洗車
円	円	円	円

☆☆☆RV車・1BOXは+〇〇〇円となります。☆☆☆
☆☆☆☆☆ 室内清掃は+〇〇〇円頂きます。☆☆☆☆☆

（本ガイドラインでは以下の通り定められている。）

- ① 金額・単価は、「整数の総額（内税）」とする。
- ② 「消費税込」「税込」等を表示しない。

【価格機能付き計量機上の価格例示例】

（計量機表示部）

金額（円）					
数量（ℓ）					
単価（円/ℓ）					

（本ガイドラインでは以下の通り定められている）

- ① 金額・単価は、「整数の総額（内税）」とする。
- ② 「消費税込」「税込」等を表示しない。

【POS伝票上での価格表示例】

<レシートジャーナルタイプの場合>

(1) ガソリン伝票の場合

上様			
レギュラーガソリン		¥	5,688
数量	35.55 リットル		
単価	160 円		
<hr/>			
合計		¥	5,688
内消費税		¥	270)

(注) 例示には、石油情報センター「給油所小売価格調査」平成 25 年 10 月 15 日全国平均（税込）を使用した。

(2) 軽油伝票の場合

上様			
軽油		¥	4,905
数量	35.55 リットル		
単価	138 円		
(内軽油本体@	105.9 円	¥	3,764)
(内軽油税 @	32.1 円	¥	1,141)
<hr/>			
合計		¥	4,905
(内消費税		¥	179)

(注) 例示には、石油情報センター「給油所小売価格調査」平成 25 年 10 月 15 日全国平均（税込）を使用した。

<印刷伝票タイプの場合>

(1) ガソリン伝票の場合

商品名	数量(リットル又は個)	単価(円/リットル)	金額(円)
レギュラーガソリン	35.55	160	5,688
(内消費税等)			(270)
		消費税等	
		合計	5,688

(注) 例示には、石油情報センター「給油所小売価格調査」平成 25 年 10 月 15 日全国平均(税込)を使用した。

(2) 軽油伝票の場合

商品名	数量(リットル又は個)	単価(円/リットル)	金額(円)
軽油	35.55	138	4,905
(内軽油本体)		(105.9)	(3,764)
(内軽油税)		(32.1)	(1,141)
消費税等は軽油本体金額の内数です。		消費税等	(179)
		合計	4,905

(注) 例示には、石油情報センター「給油所小売価格調査」平成 25 年 10 月 15 日全国平均(税込)を使用した。

以上